

\*\*\*\*\*  
\*  
\* 株式会社 守谷商会 定款 \*  
\*  
\*\*\*\*\*  
\*\*

# 株式会社 守谷商会 定款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社守谷商会と称し、英文ではMORIYA CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 建設業
2. 石材および砂利の採取および販売
3. 土地造成業ならびに不動産業
4. 建設資材・器材の販売業
5. 建築物の保守管理業
6. インテリア・家具類の製造および販売
7. 企業経営コンサルタント業
8. 旅館、飲食業
9. 旅行斡旋業
10. 水道事業
11. 運輸業
12. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務および締結の媒介に関する業務
13. 建築物の設計および工事監理に関する業務
14. 建築工事の指導監督に関する業務
15. 建築物に関する調査または鑑定に関する業務
16. 建築物の建築に関する法令または条例の規定に基づく手続きの代理に関する業務
17. 建設コンサルタント業
18. 測量業
19. 農産物卸売業および農産物の加工品の販売ならびに農産物の加工、流通、販売に関するコンサルタント業
20. 建造物および各種施設の清掃、管理
21. 総合警備保障業務
22. 環境アセスメントに係る諸調査およびコンサルタント業務
23. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を長野県長野市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によって行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、7,800,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録にこれを記載または記録する。

### 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(補欠取締役の選任)

第21条 当社は、法令または本定款に定める取締役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において取締役の補欠者をあらかじめ選任することができる。

2 補欠取締役の選任方法は第20条第2項および第3項を準用する。

3 補欠取締役の選任に係る決議の効力は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2 代表取締役は、各自当社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の職務)

第24条 取締役会長および取締役社長は、当社の業務を統理する。

2 取締役副社長および専務取締役ならびに常務取締役は、取締役社長を補佐し、当社の業務を執行する。

3 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、その職務を代行する。

(取締役会)

第25条 取締役は、取締役会を組織し、法令または定款に定めた事項の他、当社の業務執行に関する事項を決定する。

(取締役会の招集および議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第29条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録にこれを記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第31条 取締役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益をいう(以下、「報酬等」という。))は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役、顧問)

第34条 取締役会の決議により、相談役、顧問を置くことができる。

## 第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第35条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第36条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第37条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査役の任期)

第39条 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

- 2 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第40条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第41条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第42条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを決する。

(監査役会の議事録)

第43条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録にこれを記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規程)

第44条 監査役会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第45条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第46条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第47条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第48条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第49条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第50条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第51条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第52条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第53条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第54条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余

金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第55条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末配当金および中間配当金には、利息をつけない。

(附則)

1. 定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。